

議事要旨(3) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭に新井専門委員長より、特別目的会社（SPE）専門委員会では、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針案」（以下「適用指針案」）に対して寄せられたコメントを踏まえて対応案を検討している旨の説明がなされ、秋葉主席研究員よりコメントと対応案についての具体的な説明がなされた。

- ・ 適用指針案は、親会社、子会社等のこれまでの定義を変えるものではないが、他の適用指針と同じように、連結財務諸表原則や「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」におけるものと同様とするという記述に修正する方向で検討している。
- ・ 「他の会社等の意思決定機関を支配していないこと等が明らかであると認められる場合」の基本的な考え方は、営業取引のために議決権を行使していても、投資先である他の会社等と一体になった運営がなされていない場合には、当該他の会社の株主総会を支配する意図はないと判断することにより、実態に見合う対応を図るという観点に立っている。
- ・ 「他の会社等の意思決定機関を支配していないこと等が明らかであると認められる場合」の具体的な要件を適用指針案に示したが、これらの解釈について多数のコメントや質問が寄せられたため、それぞれの要件の趣旨をより明確化するために、上記の基本的な考え方を踏まえた追加的な記載をすることを検討している。

これらの説明に対する委員等からの発言や事務局からの説明は、以下のとおりである。

- ・ 今回の適用指針改正の趣旨についての確認があり、事務局からは、他の会社等の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、財務上又は営業上若しくは事業上の関係から見て他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合があり、そのような場合についての要件をより明確化することである旨が説明された。
- ・ 適用指針の適用開始時期について質問があり、事務局からは、適用指針の今後の公表議決の時期を勘案すると、適用指針案で当初想定されていた平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度からの適用開始は難しく、公表時期に合わせた適用が考えられるという回答がされた。

以上